

## 第4章

# 計画の推進と進行管理

## ■ 第4章 計画の推進と進行管理

### 第1 市・農業者・農業団体・市民・事業者の役割

本計画の施策の実施にあたっては、市・農業者・農業団体・市民・事業者の連携により、それぞれの役割のもとで推進するものとします。

#### 【市の役割】

基本理念に従い、農業と農村の振興を図り、持続的に発展する農業を確立する施策を行うものとします。

なお、施策を進めるにあたっては、地域の特性を活かした農業を推進するとともに、国・県や農業団体等との連携を図り、農業者及び市民の理解と積極的な参画が得られるよう努めるものとします。

#### 【農業者の役割】

安全・安心な農畜産物を安定して生産し、供給する主役であり、基本理念を実現させる主体者であることを自覚して、本市の農業と農村の振興に協力することが期待されます。

#### 【農業団体の役割】

基本理念に従い、農業者の生産技術と所得の向上を図り、農業者が安心して農業を営むための環境づくりに努めるとともに、市と協力して農業の振興に必要な事業に取り組むことが期待されます。

#### 【市民の役割】

基本理念を尊重し、農業と農村に対する理解を深め、地元農畜産物の利用に努めるとともに、市が行う施策に参加し協力することが期待されます。

#### 【事業者の役割】

基本理念を尊重し、消費者に安全な食料品を提供するとともに、地元農畜産物の利用拡大や消費宣伝活動などを通して、農業の振興に協力することが期待されます。

### 第2 計画の推進体制

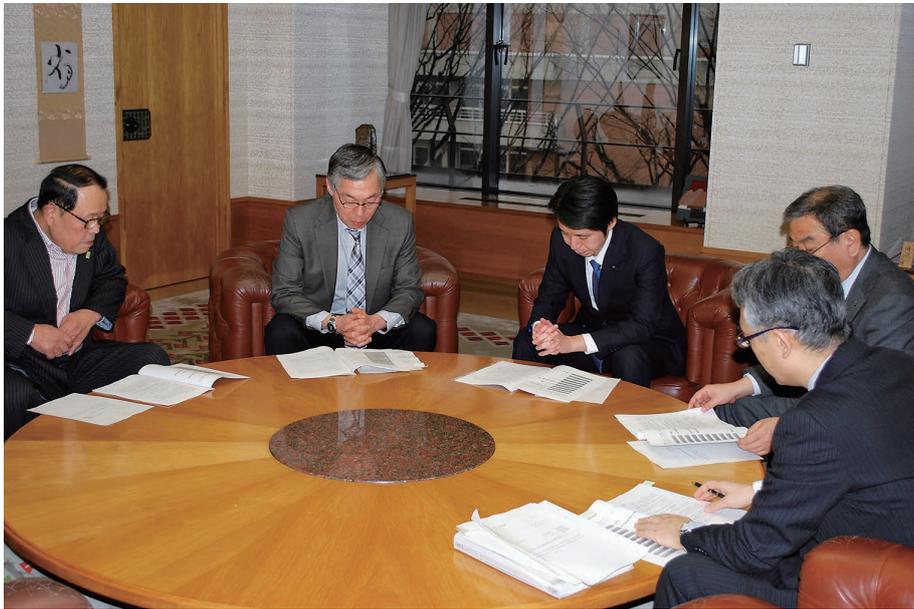
本計画に基づく施策を推進するため、行政・農業者・農業関係団体・学識経験者等で構成する「山形市農業戦略本部」で、具体的な施策を検討し推進するものとします。

### 第3 計画の進行管理

本計画に掲げる目標を達成するため、具体的な施策を計画的・効率的に実施するとともに、施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を随時点検・把握し、山形市農業戦略本部に報告して、進行管理を行います。

# 役割分担





平成 29 年 3 月 14 日 答申